

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う使用料全額還付終了について

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染状況の改善を受け、3月21日でまん延防止措置が全面解除されました。

それに伴い、施設の使用許可取り消しに係る還付について以下のとおり、決定しましたのでお知らせいたします。

**期間** 4月9日(土)まで

**対応** 原則4月9日(土)までに新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセルの申出があった場合は全額還付とします。  
(申出期間以後は従来どおりの対応とします)

2022年4月1日  
玉川まちづくりセンター